

厚生労働省静岡労働局発表	
日 解 時 禁	令和7年 10 月 1 日(水) 14 時 00 分以降

担 当	厚生労働省静岡労働局職業安定部
	職業対策課長 松井 和仁
	課長補佐 菅沼 健一
	雇用開発担当官 水野 寛之
	電 話 054-271-9970

島田・榛原地域が同意雇用開発促進地域に該当しました ～ 新たな雇入れ等に対して国の助成金制度が受けられることになります ～

このたび、島田・榛原地域が、令和7年10月1日付けで「同意雇用開発促進地域」に該当しました。

同意雇用開発促進地域とは、地域雇用開発促進法に基づき、求職者の総数に比し雇用機会が不足している地域において、県が策定した「地域雇用開発計画」について、厚生労働大臣が同意した地域のことを言います。

該当する地域においては、新たに事業所を設置または整備し、併せて地域に居住する求職者を雇い入れた場合、国の助成金制度（地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース））を活用することができるようになります。

県内における同意雇用開発促進地域への該当は、平成24年4月1日（西部地域・東部地域）以来、およそ13年ぶりとなります。

- 1 厚生労働大臣が同意した地域
ハローワーク島田の管轄地域（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）
- 2 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の内容
（1）事業所の設置・整備に要した費用（300万円以上が条件）と雇入れた地域求職者の人数（3人以上が条件（創業の場合は2人以上））に応じて、50万円から1,600万円までの支給。
（2）1年ごとに最大3回の支給。
- 3 助成金の申請について
静岡労働局職業安定部職業対策課において申請書類の受付および審査等を行います。
- 4 指定期間
令和7年10月1日から令和10年9月30日（3年間）

※ 添付資料：地域雇用開発助成金リーフレット